



2020年5月29日

各 位

上場会社名 グローリー株式会社
代表者 代表取締役社長 三和元純
本社所在地 兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
コード番号 6457
上場取引所 東証第一部
決算期 3月
問合せ先 経営戦略本部 コーポレートコミュニケーション部長 南山隆敏
TEL (079) 297-3131

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年6月26日開催予定の第74回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、経営の監督機能の一層の強化を図るとともに意思決定のさらなる迅速化を目的として、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、取締役の員数に関する規定の変更、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 株主総会及び取締役会の運営につき柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、また、取締役が期待された役割を十分に発揮できるよう、所要の変更を行うものであります。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、取締役会においても剰余金の配当等の決定を行うことができるよう、所要の変更を行うものであります。
- (4) 上記変更に伴う条数の修正、文言の整備その他所要の変更を行うものであります。

なお、変更案第31条（取締役の責任免除）については、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更の効力発生予定日

2020年6月26日（株主総会終結時）

(別紙)

(下線部は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (省 略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (省 略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. (省 略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定め、これを公告する。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 (省 略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第17条～第19条 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた<u>取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項に定めた取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第17条～第19条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) 第20条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (省 略)</p> <p style="padding-left: 2em;">3. (省 略)</p> <p>(任 期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会ならびに 監査等委員会</p> <p>(員 数) 第20条 当社の<u>監査等委員でない</u>取締役は、10名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>当社の監査等委員である</u>取締役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">3. (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第22条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>監査等委員である</u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である</u>取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">4. <u>補欠の監査等委員である</u>取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない</u>取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない</u>取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役<u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで</u>取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項に定めた取締役に</u>事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に<u>対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで</u>取締役会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 26 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員である取締役に</u>対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで</u>監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>第 26 条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第 28 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 27 条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (新 設)</p> <p>(省 略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数) 第 30 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期) 第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第 33 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第 34 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規程) 第 35 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除) <u>第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(報酬等) <u>第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 38 条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 39 条 (省 略) (新 設)</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当) <u>第 40 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第 41 条 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 計 算</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) <u>第 34 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会または取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 35 条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p>

以 上